

○ 開会宣告

○ 理事者あいさつ

○ 署名委員の指名

○ 議 題

1 不活化ポリオワクチン定期接種の概要について

2 後期高齢者医療制度の短期被保険者証の発行について

3 放課後等デイサービス事業運営者の選定結果について

4 板橋区の委託事業者による個人情報（ヘルパーカード）の紛失について

5 生活保護受給者への就労支援（新規）事業の取り組み状況について

○ 閉会宣告

常任委員会資料

健康福祉委員会資料
平成24年8月22日
健康生きがい部（保健所）
予防対策課

1

不活化ポリオワクチン定期接種の概要

1 概要

本年4月27日に単独の不活化ポリオワクチンが薬事承認されたことを受け、国は、本年9月1日より、ポリオの定期接種ワクチンを生ポリオワクチンから不活化ポリオワクチンに一斉に切り替えることとした。

これにあわせ、板橋区においても、本年9月1日より不活化ポリオワクチンの接種を開始する。

従来が生ポリオワクチンは、生きたウイルスの毒性を弱めたもので、被接種者体内での活性化によるポリオの発症が稀にあった。また、二次感染も稀に見られた。これを防ぐため、今回、毒性をなくした不活化ポリオワクチンに切り替え、接種は医療機関における個別接種とする。

2 開始時期

平成24年9月1日

3 定期接種の対象年齢

生後3月から90月に至るまでの間にある者

標準的な接種期間及び接種方法

1 期初回接種：生後3月から生後12月に達するまでの期間

20日から56日までの間隔をおいて3回皮下に注射

※当分の間（3年程度）に限って、単独の不活化ポリオワクチンについては20日以上の間隔をおいて必要な回数（初回3回以内）の接種ができる。

1 期追加接種：1 期初回接種（3回）終了後12月から18月に達するまでの期間

1 期初回接種終了後6月以上の間隔をおいて1回皮下に注射

※追加接種は、現在国内臨床試験を実施中のため、不活化ポリオワクチン導入時には、定期接種に含まれない。

4 接種費用

ポリオ定期予防接種の単価は、1回につき11,062円（都・特別区・都医師会の三者協で決定）であるが、他の子どもの定期予防接種と同様に無料で接種する。

5 周知方法

接種を完了していないと推定される方及び標準接種年齢の方に、予診票、お知らせ、協力医療機関名簿等を、8月末に一斉送付する。また、今後、標準接種年齢に達する方へは、予診票、お知らせ、協力医療機関名簿等を、毎月順次発送する。

広報いたばし：8月25日号にて周知予定

後期高齢者医療制度の短期被保険者証の発行について

後期高齢者医療事業の適正な運営と被保険者間の負担の公平を図ることを目的として、保険料を滞納している被保険者に対して、通常の 2 年間有効の後期高齢者被保険者証に替えて、有効期間が 6 カ月 (平成 25 年 1 月 31 日まで有効) の後期高齢者被保険者証 (短期証) を交付し納付交渉の機会を確保する。

1 短期被保険者証交付基準

- (1) 平成 23 年度の滞納額が年額 12 万円以上で平成 22 年度以前の保険料についても滞納している者。
- (2) 平成 23 年度に実施した電話催告の後に分納誓約不履行または納付約束不履行が継続している者のうち平成 22 年度年度保険料が全未納であり、未納額が 12 万円以上の者。

2 交付者数(平成 24 年 8 月 10 日現在)

21 名

3 経過

平成 24 年 5 月 25 日 最終催告・弁明書送付

平成 24 年 7 月 10 日 短期証窓口交付及び納付相談のため来庁依頼

平成 24 年 7 月 31 日 短期証送付及び納付相談のため来庁依頼

4 今後の対応

短期証を交付した被保険者については、引き続き納付交渉を行い、収入・資産の状況を調査の上、保険料の支払い能力があると判断された場合は、滞納処分(差押えなど)を検討する。

放課後等デイサービス事業運営者の選定結果について

1 概要

区は、平成18年5月から板橋区障がい児いきいき活動支援事業「障がい児放課後クラブはすねっこ」を法外事業として実施し、社会福祉法人に運営を委託している。

平成24年4月から児童福祉法が一部改正され「放課後等デイサービス事業」が創設されたため、平成25年4月から法内事業へ移行するとともに本事業を拡大することとした。

そこで、児童の年齢や障がいに応じた支援や事業所間の連携を図るなど放課後対策を効果的に行うため、現施設（障がい児放課後クラブはすねっこ）・新規計画施設（旧坂下けやき台学童クラブ）について一体的運営が可能な事業者を公募し、選定した。

2 内容

(1) 選定方法 公募型プロポーザル方式

(2) 選定経過

(ア) 広報、ホームページ掲載 平成24年6月30日

(イ) 募集期間 平成24年7月2日～7月25日

(ウ) 選定委員会 平成24年8月1日

申込みは1者であり、法人の提案書に基づくプレゼンテーションを実施した。

〔選定委員〕

委員長 福祉部長 副委員長 障がい者福祉課長

委員 志村福祉事務所長 子ども政策課長 障がい者福祉課計画係長

(3) 決定法人

名称 社会福祉法人 ハッピーネット

所在地 埼玉県さいたま市西区大字中野林650番地1

代表者 理事長 伏見 昌広

法人設立 平成14年1月

資産 2,770,621千円

(4) 主な法人実績

さいたま市 中野林ゆめの園、大宮ゆめの園 など

練馬区 ゆめの園春日町ヘルパーステーション

春日町居宅介護支援センター など

板橋区 前野町ゆめの園ヘルパーステーション

板橋区障がい児放課後クラブはすねっこ

3 今後の予定

(1) 東京都基盤整備補助事業申請 平成24年9月28日 締切り

法内施設指定基準に必要な施設改修費補助（車いす対応トイレ設置、施設防犯設備等）

(2) 平成24年度第3回区議会定例会に議案提出（普通財産の貸付けについて）

(3) 放課後等デイサービス事業開始 平成25年4月1日

評 価 基 準

大項目	中項目	No.	審査の視点(小項目)
運営能力(50)	経営方針(15)	1	区の示す運営条件に適した運営方針となっているか
		2	適正な経費の試算及び効率的な管理運営のための創意工夫があるか
		3	法人としての施設管理体制はどうか(現場に対する管理部門の支援体制等)
	人的能力(15)	4	放課後等デイサービス指定基準を満たす人員配置となっているか
		5	従業者の専門知識・技能を向上させる研修体制は講じられているか
		6	緊急時や休暇・退職等に伴う指導員の補充体制は十分か
	事業実績(10)	7	他福祉施設の管理運営実績はどうか
		8	区内事業者であるか
	安定性(10)	9	法人が安定した事業を継続して行うことができるか
事業実施計画(40)	利用者へのサービス提供(20)	10	事業計画が区の示す運営条件を満たしており、かつ利用者にとって魅力的なものとなっているか
		11	利用者に対する支援プログラムや関係機関との連携について計画されているか
		12	利用者や、その保護者の要望・意見・苦情等への適切な対応と改善に結びつくような方策がとられているか
	施設の管理運営(20)	13	2施設一体運営・管理について方針が明確であるか
		14	書類等の管理及び備品管理方法などの体制が適切か
	危機管理(10)	安全対策	15
16			緊急時の対応策が十分検討され、確保されているか 災害時に備えた計画(二次災害の防止等)が検討されているか
責任の所在 個人情報保護		17	責任者が明確にされているか
		18	個人情報への意識が高く、適切な取扱を行えるか
合 計			

採点集計表

		A	B	C	D	E
運営能力(50)	経営方針 (15)	12	12	11	11	13
	人的能力 (15)	13	10	12	11	13
	事業実績 (10)	6	6	6	5	5
	安定性 (10)	8	10	8	8	10
事業実施計画 (40)	利用者へのサービス提供 (20)	16	15	16	15	17
	施設の管理運営 (20)	14	16	14	16	14
危機管理体制 (10)	安全対策 (5)	4	4	4	4	4
	責任の所在 個人情報保護 (5)	5	4	4	5	4
合計得点		78	77	75	75	80

※ ()内の数字は一人あたりの配点。

平均

77

板橋区の委託事業者による個人情報（ヘルパーカード）の紛失について

1 概要

板橋区が実施している訪問入浴サービス事業で、7月30日に区が委託している事業者による訪問サービス作業中に、当日訪問予定であった利用者の個人情報を記載した受託事業者独自の帳票（ヘルパーカード）を紛失する事故が発生した。

同日、警察に遺失物届を提出したが未だに発見されていない。

これまでのところ、該当者の情報が外部に流出した、あるいは不正利用されたとの事実は確認されていない。

（参考）訪問入浴サービス事業

重度身体障がい者の方で、自宅の浴室での入浴が困難な方に、給湯装置のある訪問入浴車を派遣し、入浴槽を室内に搬入して入浴のサービスを行う事業。

2 受託事業者

アースサポート株式会社 代表取締役 森山典明（渋谷区本町1-4-14）

3 個人情報の対象者及び内容

（1）対象者数 4人（紛失したヘルパーカード7件分のうち板橋区契約分）

（2）書類名（個人情報の項目内容等）

ヘルパーカード（氏名、住所、電話番号、間取り及び室内配置などを記載）

4 経緯及び状況

○7月30日（月）

区の訪問入浴サービス事業を請け負っている事業者の看護師ほか2名が、この日訪問予定宅（全9件。うち区から委託を受けているのは4件）を計画表に基づき巡回作業を行った。3件目の作業終了後、4件目に向かう車内で帳票の紛失（7件分）に気づいた（11時35分ころ）。

直ちに、3件目宅に引き返し、宅内、宅周辺の検索をするが発見できず、次の訪問時間が迫っていたため検索を一時切り上げ、4件目宅に向かった。終了後、会社に事故の報告をする。午後になり6件目が終了後、紛失した地点と思われる3件目宅に戻り（15時40分ころ）、再検索をするが発見できなかった。あわせて上板橋駅前交番に連絡した（15時50分ころ）。その後、この日予定されていた訪問作業を全て終了し（20時ころ）、再々度3件目宅周辺を搜索するが発見できなかったため、22時ころ、上板橋駅前交番に遺失物届を提出した。

○7月31日(火)

13時30分ころ、受託事業者から障がい者福祉課に対し事故報告。17時ころ、担当者から障がい者福祉課長に事故報告。障がい者福祉課長から受託事業者に対し、対象者への謝罪及び状況説明を指示(18時30分ころ)。同時に、障がい者福祉課長からも対象者に対し謝罪をした(4件のうち3件)。

○8月1日(水)

障がい者福祉課長から8時15分ころ、4件のうち、前日連絡の取れなかった1件の対象者に対し謝罪をした。

また、障がい者福祉課長から受託事業者に対し嚴重注意をし、詳細な調査をしたうえで、再発防止策を速やかに実施するよう指導した。

5 今後の対応

- (1) 対象者には、引き続き、誠心誠意対応するとともに、信頼回復に努める。
- (2) 受託事業者に対しては、自社における個人情報の管理及び危機管理体制について検証を行い、再発防止に向けて全力で取り組むよう求める。
- (3) 受託事業者から事故報告書を提出させ、受託事業者の再発防止策等の取り組み内容を把握し、受託事業者への注意喚起を徹底させる。
- (4) 受託事業者との契約において、個人情報保護に関する仕様内容について見直しを検討する。
- (5) 他の委託事業においても、個人情報保護に関し、再度、厳正な対応をする。

6 再発防止に向けて

本件発生の原因については、受託事業者における個人情報の取扱いが不十分であったことによるものであるが、事業を委託している区としても受託事業者が定めるプライバシーポリシー(個人情報保護方針)が十分機能するよう、受託事業者の取り組みに対し適宜助言・指導を行うなど必要な措置を講じる。

区は、個人情報の厳正な管理についてあらためて徹底を図り、再発防止に全力で取り組んでいく。

生活保護受給者への就労支援（新規）事業の取り組み状況について

1 事業目的

リーマンショック以降の労働環境及び雇用情勢の悪化等による生活保護世帯の増加、とりわけ稼働年齢層の生活保護世帯の増加に対する自立支援を推進していくため、板橋区福祉事務所自立支援プログラムの1つである就労支援プログラムを再編し、生活保護受給者への就労支援の充実・強化を図ることとした。

就労支援プログラムの再編では、平成 24 年度から従来の就労支援の他に、「無料職業紹介事業」及び「就労意欲喚起等支援事業」を開始した。

これらの支援により、就労を通じた自己実現を図ること、社会や人とのつながりの回復・構築を図ることを目的とし、生活保護受給者個々の状況に応じたきめ細やかな支援をすることで「多様な働き方」を認め、段階に応じた就労支援を展開していく。

2 事業内容

(1) 無料職業紹介事業

板橋・赤塚・志村の三福祉事務所に配置されている就労支援相談員（非常勤職員）が求人開拓員（委託事業者）により開拓した求人情報を生活保護受給者に斡旋し、相談から就職までの一貫した就労支援を実施。

(2) 就労意欲喚起等支援事業

就労意欲が減退している者や就労経験が乏しく就労に向けた課題を多く抱える者等の就職活動前の支援が必要な者に対して、カウンセリングや各種セミナーを通じた意欲醸成、支援課題の整理、ボランティア活動体験等による「はたらく」ことの実感を通じ、就労に結び付けるための支援を実施。

3 事業経過（4月～7月まで）

(1) 無料職業紹介事業

①求職状況

項目	月	人数	項目	月	人数
求職者数 (A)	4	9	就労決定者数 (C)	4	0
	5	17		5	4
	6	22		6	2
	7	34		7	6
	計	82		計	12
紹介者数 (B)	4	0	紹介率 (=B/A)	37.8%	
	5	8			
	6	11	就職率 (=C/B)	38.7%	
	7	12			
	計	31			

②求人開拓状況

(7月末現在)

月	件数	(件)		(人)	
		求人中	人数	求人中	
4	26	21	70	59	
5	63	44	138	109	
6	79	69	212	186	
7	102	98	213	208	
計	270	232	633	562	
職種	①警備・巡回(21.0%)、②清掃(15.3%) ③介護(12.2%)、④交通誘導(8.7%) ⑤作業(8.5%)、⑥運転手(4.9%) ⑦管制業務(3.6%)、⑧販売員(3.5%) ⑨タクシードライバー(3.2%) ⑩土木作業(2.2%)、その他(16.9%)				
	正規/非正規	正規	166	非正規	467

※職種・正規/非正規は求人件数 633 件の内訳

※非正規：契約、嘱託、パート、アルバイト

③否採用理由とその後の支援

否採用理由	人数	その後支援
技能、知識、経験が不足	6	事業継続
業務内容	2	事業継続・通常の就労支援に切替
勤務地	1	通常の就労支援に切替
就労時間	2	事業継続
就労日数	1	通常の就労支援に切替
充足済	1	事業継続
本人辞退	3	事業継続
その他	3	事業継続・通常の就労支援に切替
計	19	

(2) 就労意欲喚起等支援事業

①支援者数

月	人数
4	6
5	16
6	33
7	30
計	85

②求職活動予定者数

	人数
A	7
B	5
F	8
計	20

③定着支援

月	人数	内容
6	1	就労回数が月1回から週1回に増加した。

※定着支援については、就職後の離職防止支援や職場定着を図るための支援のため、今後、支援対象者が増加することが予定される。

④セミナー

月	実施回数	参加者数	内容
4	1	5	PC教室、社会制度の勉強、意思決定力養成、コミュニケーショントレーニング、応募書類作成、就労訓練事前講習、思考力向上、グループワーク、就労準備のための棚卸、インクルージョンセンターの運営協議、就職後のイメージトレーニング、面接対策、社会貢献(地域清掃)、就労経験レクチャー、求人票作成、板橋区就労支援プログラムについての研修
5	13	65	
6	17	159	
7	18	233	
計	49	462	※ 参加者数は延べ数

(3) 就労支援プログラム（再編）

	平成 23 年度		平成 24 年度	
	参加	達成	参加	達成
A	151	21	201	31
B	-	-	47	12
C	-	-	28	5
D	-	-	77	0
E	-	-	8	0
F	60	14	73	18
計	211	35	434	66

PDCA サイクルの導入

①支援手順の明確化、②継続的な支援の実施、③計画・経過・結果の組織的把握、④実効性ある改善策の実現、を図っていく。

※1 P=プログラム

※2 A：就労支援 P

B：無料職業紹介事業活用 P（2-（1）に対応）

C：求職活動支援 P

D：就労準備支援 P（2-（2）に対応）

E：社会参加支援 P（2-（2）に対応）

F：「福祉から就労」支援事業活用 P

※3 平成 23 年度、平成 24 年度いずれも 4 月～7 月分

※4 平成 23 年度については、年度計から算出した 4 ヶ月分

※5 D・E については、A・B・F 移行予定者 20 人が正式決定ではないため、0 人として計上。

4. 事業効果（4 月～7 月まで）

(1) 生活保護費の効果額

生活保護費の効果額＝1,484 千円（就職決定者 12 名中、収入申告済 5 名分の計）

(2) 被保護者（当事者）への効果

①無料職業紹介事業

項目	内容	参考
即効力 UP	相談から就職までの一貫した就労支援	3-(1)-①
選択肢 UP	求人情報の閲覧による視野・適性の拡大	3-(1)-②
面接対策力 UP	採否通知書による面接対策等の充実	3-(1)-③
定着力 UP	就職後、就職中の離職防止、定着支援	3-(2)-③

②就労意欲喚起等支援事業

項目	内容	参考
居場所の創出	共有・共感・励まし合える場	3-(2)-④
課題の解消・緩和力 UP	コンサルティング、研修の受講	3-(2)-④
ステップアップ力 UP	A・B・F につなぐことができる	3-(2)-②

③両事業に共通

項目	内容	参考
自主力 UP	主体的に就労準備に取り組める	3-(2)-④

(3) ケースワーカー（支援者）への効果

①無料職業紹介事業

項目	内容	参考
プログラムの幅 UP	就労支援 P 数が 2 個 (H23) から 6 個へ増加(H24)	3-(3)

②就労意欲喚起等支援事業

項目	内容	参考
支援の幅 UP	就労支援 P 数が 2 個 (H23) から 6 個へ増加(H24)	3-(3)
支援力 UP	支援困難者への対応が可能になった	3-(2)-①
把握力 UP	専門性のある報告書により生活保護受給者の状況をより深く把握できる	-

③両事業に共通

項目	内容	参考
PDCA サイクルの導入	手順の明確化	3-(3)
改善状況の可視化	D・E から A・B・F につなぐことができる	3-(2)-②

5. 今後の事業の方向性

(1) 無料職業紹介事業

生活保護受給者であることを求人先企業に知られたくない者もいるため、就労支援相談員とともに丁寧な事業説明を行っていく。

現在、就労支援相談員が生活保護受給者との対応や求人先企業との調整を担っているが、今後は、求人開拓員の業務内容に検討を加え、求人先企業との調整も行えるようにするなど、就労の促進を図る。

(2) 就労意欲喚起等支援事業

就労意欲の喚起と就労準備が図れた者について、速やかに A・B・F プログラムに移行し、就職に結び付けることができるよう、更なる事業検証を行うとともに、関連機関等との連携を強化する。

また、移行後の本格的な求職活動時の同行支援や就職後の定着支援を促進させる。さらに、生活保護受給者にとっての社会的な居場所機能を充実させ、利用者間や本事業を通じて関わりを持った人とのつながりを大切に、「はたらく」ことを通じて、ライフステージのステップアップを支援していく。